

○東京藝術大学音楽学部・大学院音楽研究科「江崎スカラーシップ」に関する要項

平成30年9月6日
教授会決定

改正 令和4年11月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条の規定に基づき、江崎スカラーシップ（以下「スカラーシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スカラーシップは、優秀な学生に対し、海外の高等教育機関への留学の推進及び充実化を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 スカラーシップを受給できる者は、給付決定年度の3月31日現在で音楽学部器楽科ピアノ専攻、大学院音楽研究科修士課程器楽専攻ピアノ研究分野及び大学院音楽研究科博士後期課程音楽専攻鍵盤楽器研究領域（ピアノ）に在籍（当該年度の卒業、修了生を含む。）し、次年度より海外の高等教育機関への1年以上の留学が決定している、又はその見込みがある者

(選考方法)

第4条 音楽学部ピアノ部会は、各年度3月末までにスカラーシップ受給候補者の推薦（別紙様式1）を行う。

2 スカラーシップ受給者は、前項により推薦されたスカラーシップ受給候補者の中から、音楽学部学生生活委員会において審議し、教授会の意見を参考として、学長が決定する。

3 本学は、前項の決定過程において、スカラーシップ受給候補者を江崎正道氏へ報告し、承諾を得るものとする。

(受給者数)

第5条 スカラーシップ受給者数は、2名以内とする。

(奨学金給付の申請)

第6条 スカラーシップ受給者は、留学期間開始時まで、留学先からの受入証明書を添えて、江崎スカラーシップ給付申請書（別紙様式2）を音楽学部学生募集係に提出するものとする。

(給付金)

第7条 スカラーシップ給付額は、1人につき5,000,000円とする。

(奨学金の返還等)

第8条 スカラーシップの給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、本学はスカラーシップの支給停止又は返還請求をすることができる。

(1) 留学期間の途中で留学を中断または正当な理由無く帰国したとき

(2) 病気・死亡その他の理由により留学を継続できる見込みがないと認められるとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により、スカラーシップの支給を受けたとき

(4) 学業又は素行の不良等、スカラーシップを支給することが適当でないとき

2 前項各号に掲げるもののほか、給付決定から1年以内に留学を開始できなかった場合はスカラーシップを返還しなければならない。

(成果報告)

第9条 スカラーシップの給付を受けた者は留学期間中の毎年度及び終了年度に、江崎正道氏へ留学中の活動報告書(別紙様式3)を提出するとともに、留学終了後に研究成果の発表のため江崎正道氏所有のホールにて成果披露演奏を行わなければならない。

附 則

この要項は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月10日から施行する。